

総合的な学習の時間

I 改訂の要点

総合的な学習の時間は従前の学習指導要領において、「生きる力」を育むために極めて重要な時間であるとして総則第4款の1に示されていた。しかし、その実際の内容の取扱いについては学校間・学校段階間の取組に差があることや、補充学習のような特定の教科科目の知識・技能の習得を図る教育が行われている実態もあり、必ずしも総合的な学習の時間のねらいが達成されているとは言えない取組内容も行われていた。

今回の改訂では、このような課題を改善し、各学校における指導の充実をはかるため、総合的な学習の時間の教育課程における位置づけをより明確にするべく、総則から取り出し、新たに4章として位置づけられた。

1 目標

「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自らの課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。」

今回の改訂では、従前の総則に示されていた総合的な学習の時間のねらいを踏まえ、及び総合的な学習の時間の目標を新たに設定し、この時間を通して実現することが求められる目標を明確にした。目標は次の5つの要素から構成されている。

- ① 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと
- ② 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や、能力を育成すること
- ③ 学び方やものの考え方を身に付けること
- ④ 問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること
- ⑤ 自己の在り方生き方を考えることができるようにすること

各学校においては、学校独自の創意工夫を凝らしながらも、この国の定めた目標に照らしたうえで、「総合的な学習の時間の目標」を設定しなければならないとされている。

2 内容の取扱いの改善

(1) 探究的な活動の充実

総合的な時間の学習については既存の教科・科目等の枠を超えた「横断的・総合的な学習」となることを目指して実施されてきたが、これに加えて体験的な学習に配慮しつつ「探究的な学習」となることを目指している。

(2) 学校間の取組状況の違いと学校段階間の取組の重複

学校間の取組の状況の違いがあることを改善するために、総合的な学習の時間において育てようとする資質や能力及び態度の視点の例が示された。示された視点としては、「学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなど」としている。(具体例は「高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」に示されており、p.4～p.5にその一部を掲載した。)

併せて、学校段階間の取組の重複を改善するために、各学校段階における学習活動を見直し、高等学校においては、従前の学習活動を受け次のような例が示された。

- ア 国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動
- イ 生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動
- ウ 自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動

(3) 体験活動と言語活動の充実

従前と同様に積極的に体験活動を行うことを重視している。例えば高等学校においては就業体験活動や奉仕体験活動などである。また体験活動がそれだけで終わるのではなく、体験したことを分析したり、まとめたり、発表するような言語活動につなげ、体験活動と言語活動を共に充実させることが、総合的な学習の時間の充実においては欠かせないとしている。

3 総則関連事項

(1) 道徳教育との関連（第1款の2）

総合的な学習の時間において育成される主体性や粘り強さ、自己の目標を実現しようとする態度、協調性などは道徳教育とつながるとされている。

(2) 総合的な学習の時間の単位数（第3款の1の(2)）

- ・すべての生徒に履修させることが明示されている。
- ・従前の授業時数（卒業までに105～210単位時間を標準）に代わり、標準単位数を3～6単位であると明確に示されている。ただし、「特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる」としたが、その場合は、例えば学校設定教科・科目等において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われるなど限定的な場合のみである。
- ・各学校の同じ学科においては、原則同じ単位数の学習活動を行うが、各教科のように年間35週行うことを標準とはしていない。したがって、実施については次のような方法が可能である。
 - ア 卒業までの各年次のすべてにおいて実施する方法
 - イ 特定の年次において実施する方法
 - ウ 一定の時数を週ごとに割り振り、年間35週行う方法
 - エ 特定の学期または期間に行う方法を組み合わせて活用すること
- ・学習活動を2以上の年次にわたって行ったときには各年次ごとに単位の修得を認定するものとし、また学期の区分ごとに単位の修得を認定することもできる。
- ・学校外活動の単位認定は行うことはできないので、必ず学校での授業時数に組み込むことが必要である。単に、レポートの提出や長期休業中の課題としてすませることはできない。

(3) 総合的な学習の時間と課題研究の代替（第3款の2の(3)）

職業教育を主とする専門学科においては同様の成果が期待される場合には、総合的な学習の時間の履修をもって、「課題研究等」の履修の一部または全部に替えることもできるものとし、逆に「課題研究等」の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部または全部に替えることができるとされている。

(4) 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替（第4款の8）

総合的な学習の時間では自然体験活動や就業体験活動など体験的な活動を積極的に取り入れることを必要としているが、総合的な学習の時間による特別活動の代替を行う際は体験活動を問題の解決や探究活動の過程に適切に位置づけることとしている。

(5) 言語活動の充実（第5款の5の（1））

今回の改訂では、言語に関する能力の育成が重視されている。特に、総合的な学習の時間では、問題の解決や探究活動の過程において、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習が行われるようにすることが示されている。具体的な学習活動としては、分析したことを論理的な文章やレポートに書き表したり、スピーチや説明したりすることなどが考えられる。論述の技能だけを身につけさせる小論文指導ではなく、横断的・総合的な学習や、探究的な学習を行った過程や結果それらについての考察などを論じた論文を作成するように指導することが重要であるとされている。

(6) 通信制の課程における特例（第7款の2）

総合的な学習の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとしている。観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れるためには、面接指導が重要となることを踏まえ、学習活動に応じ、添削指導の回数及び面接指導の単位時間数を適切に定めることが必要である。

4 総合的な学習の時間の指導計画の作成

(1) 指導計画の7つの要素

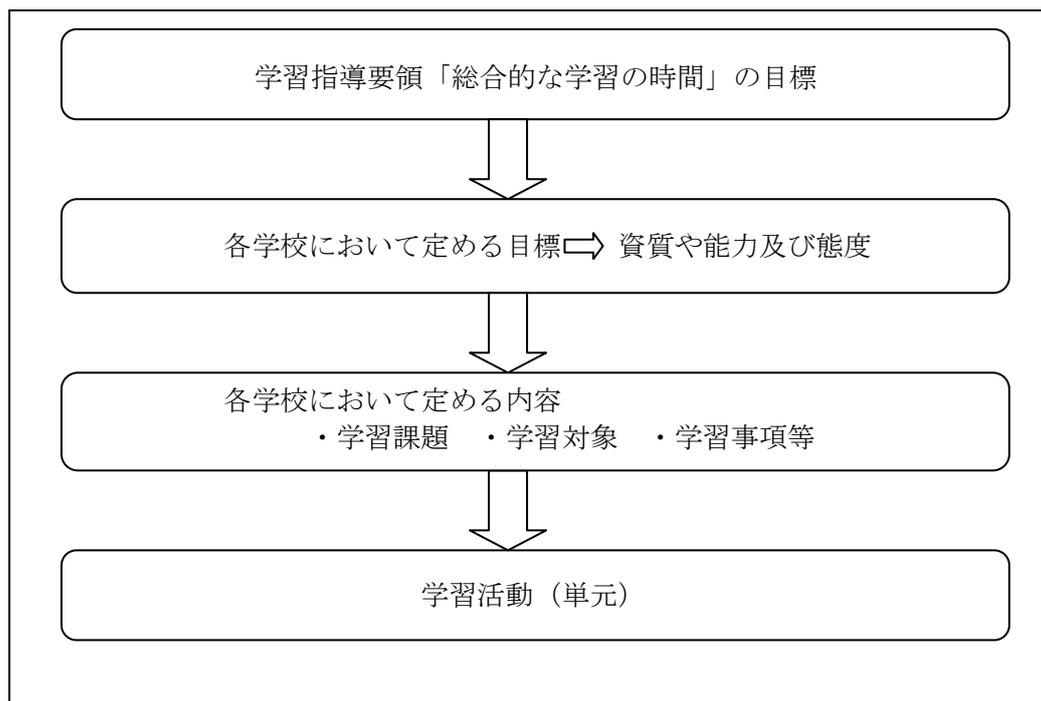
- ①この時間を通してその実現を目指す「目標」。
- ②目標を実際の学習活動へと実践化するために、より具体的・分析的に示した「育てようとする資質や能力及び態度」。
- ③「目標」の実現のためにふさわしいと各学校が判断した学習課題等からなる「内容」。
- ④「内容」とのかかわりにおいて実際に生徒が行う「学習活動」。これは実際の指導計画においては、生徒にとって意味のある問題の解決や探究活動のまとめりとしての「単元」、さらにそれらを配列し、組織した「年間指導計画」として示される。
- ⑤「学習活動」を適切に実施する際に必要とされる「指導方法」。
- ⑥「学習の評価・・・生徒の学習状況の評価+教師の学習指導の評価+指導計画の評価」。
- ⑦上記の計画、実施を適切に推進するための「指導体制」。

指導計画を構成する上記7つの要素のうち、①及び②については、学校を単位として設定するものとするが、③～⑦については、学校を単位として設定する場合のほか、課程や学科ごとに設定することも考えられる。その場合は全体計画についても課程や学科ごとの作成を要する。

各学校はまず「総合的な学習の時間の目標」を踏まえて自分の学校の目標を作成する。次に、それらを踏まえて、育てようとする資質や能力及び態度と内容を設定する。設定に際しては、学習指導要領第4章第3の1(4)に例示された三つの視点などを踏まえることが考えられる。また、内容としては目標の実現のためにふさわしいと各学校が判断した学習課題を定める必要がある。その設定に際しては、第3の1の(5)に示された三つの課題が参考になる。この育てようとする資質や能力及び態度と内容の二つを主な拠り所として、実際に教室で日々展開される学習活動、すなわち単元が計画、実施される。

上記①、②、③、④の相互の関係図、育てようとする資質や能力及び態度の設定例、学習対象の例、学習事項の例を次に示す。

* 目標、育てようとする資質や能力及び態度、内容、学習の関係



* 育てようとする資質や能力及び態度の設定例

(例) 「学習方法に関すること」

- ・ 複雑な問題状況を踏まえて適切な課題を設定する
- ・ 仮説を立て、それに適合した検証方法を明示した計画を立案する
- ・ 目的に応じて臨機応変に適切な手段を選択し、情報を収集する
- ・ 必要な情報を広い範囲から迅速かつ効果的に収集し、多角的・实际的に分析する
- ・ 複雑な問題状況における事実や関係を構造的に把握し、自分の考えを形成する
- ・ 視点を定めて多様な情報から帰納的・演繹的に考察する
- ・ 事象や事象間の関係を比較したり、複数の因果関係を推理したりして考える
- ・ 相手や目的、意図に応じて、手際よく論理的に表現する
- ・ 学習の仕方や進め方を内省し、現在及び将来の学習や生活に生かそうとする など

(例) 「自分自身に関すること」

- ・ 自らの行為について当事者意識と責任をもって意思決定する
- ・ 目標を明確にし、課題の解決に向けて計画的に着実に実行する
- ・ 自らの生活の在り方を見直し、改善に向けて日常的に実践する
- ・ 自己の将来について具体的に考え、夢や希望をもつ など

(例) 「他者や社会とのかかわりに関すること」

- ・ 異なる意見や他者の考えを受け入れ、尊重し理解しようとする
- ・ 互いを認め特徴を生かしあい、協同して課題を解決する
- ・ 環境の保全について主体的、協同的に行動する
- ・ 課題の解決に向けて多様な社会活動に当事者意識をもって参画 など

* 学習対象の例

学習対象とは、生徒が探究的にかかわりを深めるひと、もの、ことを示したもの。

(例) 「横断的・総合的な課題」

- ・ 地域に暮らす外国人と那些人たちが大切にしている文化や価値観
- ・ 情報化の進展とそれに伴う社会経済生活や消費行動の変化

- ・自然環境と環境問題
 - ・自分たちの消費生活と資源やエネルギーの問題
 - ・高齢者とその暮らしを支援する仕組みや人々
 - ・毎日の健康な生活とストレスのある社会
 - ・食をめぐる問題と農水産業や流通過程及びその従事者
 - ・科学技術の進歩と社会経済生活の変化
- など

(例)「生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題」

- ・郷土の自然や風土、歴史と文学
 - ・歴史的な景観と利便性が調和した都市計画
 - ・新しい商品の開発による観光の活性化
- など

(例)「自己の在り方生き方や進路にかかわる課題」

- ・物質的な豊かさと精神的な豊かさを巡る問題
- ・ボランティア活動とそれに取り組む人々
- ・社会的につくられた流行と自分らしさの表現
- ・職業の選択と社会への貢献及び自己実現
- ・働くことの意味や働く人の夢や願い、社会的責任

* 学習事項の例

学習事項とは、個々の学習対象とのかかわりを通して、生徒に「どんなことを学んでほしいか」について、さらに踏み込んで分析的に示したもの。

(例) 学習対象：自然環境と環境問題

- 学習事項：自然環境のかけがえのなさとその人類的価値
 ：環境問題と社会経済システム、開発とのかかわり
 ：国際関係の中での、環境の保全と社会の経済的発展との構造的問題
- など

(2) 全体計画

指導計画のうち、学校として、この時間の教育活動の基本的な在り方を示すものである。具体的には、各学校において定める目標、育てようとする資質や能力及び態度、内容について明記するとともに、学習活動、指導方法、指導体制、学習の評価等についても、その基本的な内容や方針等を概括的・構造的に示すことが考えられる。

【全体計画に盛り込むもの】

- ① 必須の要件として記すもの
 - ア 各学校において定める目標
 - イ 育てようとする資質や能力及び態度
 - ウ 内容
- ② 基本的な内容や方針等を概括的に示すもの
 - ア 学習活動
 - イ 指導方法
 - ウ 指導体制
 - エ 学習の評価

(具体例)

[学習活動]

- ・1年生は環境、福祉、2年生は進路、健康、3年生は国際理解、情報を主なテーマとする
 - ・1年間1テーマでの取組を基本とする
 - ・1年生はホームルーム集団での研究、2年生はグループ研究、3年生は個人研究を行う
 - ・奉仕体験は年間を通しての帯単元として実施する
 - ・10月の中間発表会と2月の最終発表会を節目とした単元展開を工夫する
- など

[指導方法]

- ・生徒の課題意識を連続的に発展し深化させる支援
- ・個に応じた指導の工夫
- ・諸感覚を駆使する体験活動の重視
- ・多様な他者との協同的な学習活動の充実
- ・各教科・科目との関連的な指導の充実
- ・対話を中心とした個別支援の徹底 など

[指導体制]

- ・運営委員会における校内の連絡調整と支援体制の確立
- ・広範な学習支援人材バンクへの登録と効果的運用
- ・ティーム・ティーチングの日常化
- ・校内の全教職員による相互支援体制の樹立
- ・施設・設備等の特徴を生かした各教科教室等の整備充実 など

[学習の評価]

- ・ポートフォリオを活用した評価の充実
- ・観点別学習状況を把握するための評価規準の設定
- ・個人内評価の重視
- ・指導と評価の一体化の充実
- ・学期末、学年末における指導計画の評価の実施 など

③その他、各学校が全体計画を示すうえで必要と考えるもの。

(例)

- ア 教育目標
- イ 年度の重点
- ウ 地域の実態
- エ 学校、課程、学科の実態
- オ 生徒の実態
- カ 保護者や地域、教職員の願い
- キ 各教科・科目との関連
- ク 地域や大学との連携 など

(3) 年間指導計画

全体計画を踏まえ、その実現のためにどのような学習活動を、いつ、どのように実施するかを示す。具体的な1年の流れに単元を位置づけることが必要である。年間指導計画の作成にあたっては次の7つの点に留意することとされている。

- ・生徒の実態や特性を踏まえること
- ・十分な見通しをもった周到な計画にすること
- ・実社会との接点を生み出すこと
- ・各教科・科目、特別活動との関連を図ること
- ・学年間の関連を見通すこと
- ・弾力的な運営に耐えうる柔軟性をもつこと
- ・外部の教育資源の活用及び社会参画を意識すること

(4) 単元計画

生徒にとって意味のある問題の解決や探究活動のまとまりとなるように単元の計画をたてること。その際、生徒の関心や疑問を生かした単元の構成や意図した学習を効果的に生み出す単元の構成を十分に考えることが重要であるとされている。

5 総合的な学習の時間の評価

(1) 評価の方法

①評価に偏りがないように、指導する教師間において、評価の観点や評価規準を確認しておき、これに基づいて生徒の学習状況を評価する。

②異なる評価方法や評価者による多様な評価を適切に組み合わせることが重要である。

(評価方法の例)

ア 討論や質疑の様子などの言語活動の記録による評価

イ 学習や活動の状況などの観察記録による評価

ウ 論文、レポート、ワークシート、ノートなどの製作物による評価

エ 学習活動の過程や成果などの記録や作品などを計画的に集積したポートフォリオによる評価

オ 課題設定や課題解決能力をみるような記述テストの結果による評価

カ 一定の課題の中で身に付けた力を用いて活動することによるパフォーマンス評価

キ 評価カードや学習記録などによる生徒の自己評価や相互評価

ク 保護者や地域の人々等による第三者評価など

③学習の過程を評価するためには、評価を学習活動の終末だけではなく、事前や途中で適切に位置づけて実施すること。

(2) 評価結果の単位の認定

単位の認定の要件は、各教科・科目と基本的に同様である。まず、生徒が学校の定める指導計画に従って学習活動を行い、その成果が総合的な学習の時間の目標に照らして満足できると認められることが要件となる。また、生徒・保護者にはその評価結果を知らせることが必要であり、学期ごとに通知表等で、学習活動に対する評価結果を文章で通知するようにするとされている。

また、単位の計算方法は、各教科・科目と同様であり、3～6単位が標準となる。標準時数と同様に、同じ学科においては原則として同じ単位数の修得が認定されることとなる。生徒の学習の成果によって、単位数が多く認定されたり、少なく認定されたりするということはない。

ただし、各教科・科目と同様、総合的な学習の時間における学習活動についても、単位の修得の認定を学期区分ごとに行うことができる。また、2以上の年次にわたって学習活動を行ったときは、各年次ごとに単位の修得を認定するものとしている。これらの場合には一部の単位数の習得にとどまることはあり得る。なお、例えば特定の年度における授業時数は1単位(35単位時間)に満たないが、次年度に連続して同一の科目を設定するような場合などにおいて、2以上の年次にわたる科目の授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とし、今回の改訂では単位認定は各年次ごとに行うことを「原則とする」ということが示されている。

Ⅱ 実施上の留意点

問1 今回の改訂では、言語活動の充実が重視されているが、総合的な学習の時間においてはどのような学習活動が望まれているのか。

総合的な学習の時間では、問題の解決や探究活動の過程において、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習が行われるようにすることが示されている。具体的な学習活動としては、分析したことを論理的な文章やレポートに書き表したり、スピーチや説明したりすることなどが考えられる。論述の技能だけを身につけさせる小論文指導ではなく、横断的・総合的な学習や、探究的な学習を行った過程や結果についての考察などを論じた論文を作成するように指導することが重要であるとしている。

問2 総合的な学習の時間が減単できるのはどのような場合か。

学習指導要領第1章総則第3款1(2)に、「総合的な学習の時間については、すべての生徒に履修させるものとし、その単位数は第2款2に標準単位数として示された単位数の下限を下らないものとする。ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる。」とある。これは、総合的な学習の時間の目標の実現のためには、卒業までに履修する単位数として3～6単位の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分行われていることにより、総合的な学習の時間の単位数を2単位としても総合的な学習の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な学習の時間の単位数を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限って、総合的な学習の時間を履修させる単位数を2単位とすることができるという趣旨である。例えば学校設定教科・科目において、又は、他の教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われる場合など限定的であることに十分注意しなければならない。

問3 今回の改訂で、まず各学校が具体的にを行うことは何か。

各学校においては、現行の総合的な学習の時間をまず次の3点を中心に見直して下さい。

- ・カリキュラム作成
全体計画・年間指導計画等の現行のものを見直し。意図的・体系的な活動になっているかをよく考える。
- ・カリキュラムのマネジメント
組織・指導体制の見直しや教職員の研修等。
- ・授業づくり・単元づくり
探究的な学習になっているか、言語活動に上手くつながっているかをよく考える。